

平成29年（2017年）

釧路広域連合議会会議録

平成29年10月27日開会
平成29年10月27日閉会

10月定例会

第2回10月定例会

釧路広域連合議会

平成29年第2回10月定例会

釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成29年10月27日 至平成29年10月27日 1日間

10月27日（金）第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員（17人）	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告（午後2時00分開会）	1
諸般の報告	
日程第1 議席指定の件	2
日程第2 議長選挙の件	2
当選告知	
議長の紹介	
会議録署名議員の指名（立石巧議員、松尾和仁議員）	2
日程第3 会期決定の件	2
広域連合長の発言	2
日程第4 議案第3号ほか1件上程	3
提案説明	
名塚事務管理者	3
質疑・一般質問	
梅津則行君	3
佐藤昭平君	8
蝦名広域連合長	11
議案第3号ほか1件討論省略	11
表決	
・議案第3号表決（認定）	11
・議案第4号表決（可決）	11
日程第5 議案第5号上程	12
提案説明	
蝦名広域連合長	12
議案第5号討論省略	12
表決	
・議案第5号表決（同意）	12
閉会宣告（午後3時23分）	12
署名	13
付録	
10月定例会議決結果表	14
質疑・一般質問発言項目一覧表	15
議席表	16
10月定例会議事経過	17

平成29年第2回10月定例会

釧路広域連合議会会議録 第1日

平成29年10月27日（金曜日）

議事日程

- 午後2時00分開議
日程第1 議席指定の件
日程第2 議長選挙の件
日程第3 会期決定の件
日程第4 議案第3号ほか1件上程
日程第5 議案第5号上程

会議に付した案件

- 1 開会宣言
1 会議録署名議員の指名
1 諸般の報告
1 日程第1
1 日程第2
1 日程第3
1 広域連合長の発言
1 日程第4
1 日程第5

出席議員（17人）

議長	17番	渡 辺	慶 藏	君
副議長	8番	佐 藤	昭 平	君
	1番	東	隆 行	君
	2番	佐 藤	吉 人	君
	3番	近江屋	茂	君
	4番	高 橋	正 秀	君
	5番	立 石	巧	君
	6番	中 村	仁 志	君
	7番	佐々木	洋 平	君
	9番	三 木	均	君
	10番	続 木	敏 博	君
	11番	河 合	初 恵	君
	12番	大 越	拓 也	君
	13番	松 永	征 明	君
	14番	梅 津	則 行	君
	15番	松 尾	和 仁	君
	16番	宮 田	団	君

本会議場に出席した者

広域連合長	蝦 名	大 也	君
副広域連合長	佐 藤	廣 高	君
副広域連合長	大 石	正 行	君
副広域連合長	棚 野	孝 夫	君
副広域連合長	德 永	哲 雄	君
事務管理者	名 塚	昭	君
監査委員	中 井	康 晴	君
事務局長	叶 田	洋 一	君

議会事務局職員

議会事務局長	長谷川	清 志	君
議事課長	高 嶋	晃 治	君
議事課長補佐	池 田	和 騎	君
議事課主査	小 野	亮 宇	君

午後2時00分

開会宣告

○副議長佐藤昭平君 皆さんご苦勞さまです。
出席議員が定足数に達しておりますので、平成29年
第2回釧路広域連合議会10月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。直ちに会議を開
きます。

諸般の報告

事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長長谷川清志君 報告をいたしま
す。

ただいまの出席議員は17人であります。

今議会に連合長から提出された議案は議案第3号か
ら第5号までであります。

次に副議長付議の件は、選挙第1号であります。

次に監査委員から地方自治法第235条の2、第3項
の規定に基づき例月現金出納検査報告書の提出があり
ました。

次に本日の議事日程は、日程第1、議席指定の件、
日程第2、選挙第1号、日程第3、会期決定の件、日

程第4、議案第3号および第4号、日程第5、議案第5号であります。

以上で報告を終わります。

日程第1 議席指定の件

○副議長佐藤昭平君 日程第1、議席指定の件を議題といたします。

新議員の選出に伴い、会議規則第4条第1項の規定により、議席を指定いたします。

お諮りいたします。

新議員の議席は、ただいまのとおりで指定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長佐藤昭平君 ご異議なしと認めます。

よって、新議員の議席につきましては、ただいまのとおりと決しました。

日程第2 議長選挙の件

○副議長佐藤昭平君 日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長佐藤昭平君 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、私から指名することといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長佐藤昭平君 ご異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決しました。

議長には、渡辺慶藏議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました渡辺慶藏議員を当選人といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長佐藤昭平君 ご異議なしと認めます。

よって、渡辺慶藏議員が議長に当選されました。

当選告知

○副議長佐藤昭平君 ただいま議長に当選されました渡辺慶藏議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長の紹介

○副議長佐藤昭平君 議長に当選されました渡辺慶藏議員をご紹介申し上げます。

○議長渡辺慶藏君（登壇） ただいまの議長選挙におきまして、議長に当選させていただきました鉧路市議会の渡辺慶藏でございます。皆さまのご協力により、心より感謝申し上げますとともに、その重責を厳粛に受け止め、誠心誠意務めていく所存でございます。

鉧路地域、5市町村からなる鉧路広域連合の議決機関としての機能を十分に活かせるよう、公平、公正、かつ円滑で効率的な議会運営に努め、取り組んでまいりますので、何卒議員の皆さま、理事者の皆さまの格別なるご指導、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○副議長佐藤昭平君 それではここで新議長と交代をいたします。

会議録署名議員の指名

○議長渡辺慶藏君 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第96条の規定により、

5番 立石 巧 議員

15番 松尾 和仁 議員

を指名いたします。

日程第3 会期決定の件

○議長渡辺慶藏君 日程第3、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長渡辺慶藏君 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

○議長渡辺慶藏君 この際、連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

連合長。

広域連合長の発言

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

関係町村長、また議員の皆様におかれましては、時節柄大変ご多用の折、本日ここにお集まりをいただきまして、平成29年第2回鉧路広域連合議会10月定例会を開催できますこと心から感謝と御礼を申し上げる

ところでございます。

また、ただいま議長が選任され、連合議会の体制が整いましたことは今後の広域連合の発展にとりまして、誠に心強く、喜びにたえないところでございます。

さて、本連合清掃工場でございます。平成18年4月の供用開始から本年度で12年目を迎えてございます。

この間、構成市町村の円滑な連絡調整が図られるなか、地域の環境施策の一翼を担う施設として順調に稼働を続けてまいったところでございます。

平成28年度のごみ処理状況、これはごみの搬入量が5市町村合計で、63,120トンとなっており、昨年度と比較いたしまして約1,428トン、率にして2.21%ほど減少、ごみ発熱量改善資材など共通負担分を加えた総搬入量でも1,500トンほどの減少となったところでございます。

ごみの焼却量につきましては、ごみピット内の残量持越し分を処理したことに伴い、1,302トンほど増加しており、2つの炉を計画的に運用することにより、効率的に焼却処理を行ってございます。

次に、本施設の特徴でございます、資源循環の取組み状況についてであります。

廃熱を利用した廃棄物発電では、工場で使用する電力のほとんどを賄った上、余剰電力の売電により、予算に対し約2,392万円増の1億5,452万円余りの収入を上げてございます。

また、ごみから回収した鉄やアルミの再利用につきましては、搬出量の減少、及び売却単価の下落により、前年度と比べ減収となりましたものの予算を上回り、532万円ほどの収入となっております。

経過等につきましては、以上でございます。

この後、議案といたしまして平成28年度釧路広域連合一般会計決算認定の件、及び釧路広域連合の休日定める条例の一部を改正する条例、この2件についてご審議をいただくこととなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に当広域連合の業務執行にあたりましては、構成市町村の負担金の抑制に繋がりますよう、尚一層の効率的で経済的な運営を心掛け、最善の努力をしております。今後とも議員各位並びに、関係住民、各町村長の皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第4 議案第3号ほか1件上程

○議長渡辺慶藏君 日程第4、議案第3号及び第4号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

名塚事務管理者。

提案説明

○事務管理者名塚 昭君（登壇） ただいま、議題に供されました各案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第3号、平成28年度釧路広域連合一般会計決算認定の件についてであります。本案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成28年度釧路広域連合一般会計決算を議会に認定に付そうとするものであります。

次に議案第4号、釧路広域連合の休日を定める条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正内容は、釧路広域連合の年末年始の休日の期間を変更する為、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

以上をもちまして、各案件に対する説明を終わります。よろしくご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

質疑・一般質問

○議長渡辺慶藏君 これより質疑並びに一般質問を行います。

14番梅津則行議員の発言を許します。

14番梅津則行議員。

○14番梅津則行君（登壇） 質問通告にそって質問をさせていただきます。

最初に今後の広域ごみ処理施設のあり方について伺いをします。

10年以上、12年目を迎えている広域ごみ処理施設は、多くの設備において耐用年数を超えるものと考えます。それでは具体的にいつ、どのような部分が耐用年数を迎えることになるのか、耐用年数を迎えた場合に交換や修理に多額な費用を必要とするものは何なのか、まずこの点を明らかにしてください。特に排ガス処理設備におけるろ過式集塵機バグフィルターの所、さらに溶融飛灰処理設備についてはどのようにしているのかを明らかにして下さい。

次に広域ごみ処理施設は稼動して12年目を迎え、大きなトラブルもなく経過しております。そして15年の長期包括契約の期限も近くになってきて、連合事務局としては今後のあり方を議論しているものと考えます。平成28年2月に釧路広域連合ごみ処理基本計画概要版の内容をしっかりと吟味をさせていただきました。その内容は、整理したものというふうには受け止めていますが、しかし、あまり踏み込んだものとはなっていないという印象を持ちました。どうしてなのか、そんな事はないと言うのであれば、その点も含めて明らかにして下さい。

3つ目には、施設は延命化を図るのか、否か。延命化をするにしても、どの程度の延命とするのか、その前提条件は今の施設をいつまで使用するのかを最初に

決めなければならないと、このようになっています。そこでお聞きしたいと思います。現時点で、いつまで使用する考えなのか、またその議論は今の程度進んでいるのかを明らかにして下さい。仮に延命化を図るとなれば、その前に長寿命化計画を策定することが求められておりますが、実はこの策定もいつから策定されるのか、明らかになっていないように思います。長寿命化計画策定はいつ行うのかも明らかにして下さい。

次に処理能力における余裕度の算定についてお聞きしたいと思います。中間年度である平成32年度の計画ごみ処理量を56,633トン、一年間あたりのこの根拠は、市町村の人口減少が大きな要因として捉えているものと考えます。しかし、そこまで本当に減るのかどうか、そこでお聞きしたいと思います。現在、全国の市町村及び釧路管内においても地方創生の施策や観光客の増加など、今後の町づくりの施策を様々な展開しているものと思います。その点はどのようにこの、計画ごみ処理量に加味しているのかをお答えをいただきたいと思います。

次にごみ発熱量改善資材の購入費についてお聞きしたいと思います。ごみ発熱量改善資材購入費は、平成28年度の決算において1,119万円というふうにお聞きしました。内訳は皆さんご案内の通りで、タイヤチップなどの購入で138万円、RPF原材料の購入で973万円などとなっています。それぞれ1キログラムあたり7.0円から7.5円位で購入しているものと思いますが、この金額が高いのか、低いのか、その基準はどこにしているのか、全国的な傾向等も含めてお答えをいただきたいと思います。

次に全国で稼働している流動式ガス化溶融炉において、1,119万円もの資材購入費をかけている所はあるのでしょうか。もし情報をお持ちであればお答えをいただきたいと思います。

炉の大きさ等々でどういうふうな比較になるのかということも当然ございましょう。また、もしタイヤチップやRPF原材料を購入している施設があるのであれば、これは全国の他の所の話ではありますが、単価はいくらで購入しているのか、その情報もお持ちであれば明らかにしていただきたいと思います。

3つ目には、焼却炉が稼働する際にある程度のごみ質を想定した変動費を設定しております。この施設が稼働するにあたって30億円を超える債務負担行為を設定しました。実はお聞きしましたら、現時点では8億円を超える程度の支出になっているとお聞きしました。そこでお尋ねしたいと思います。平成29年度予算議会において連合長が答弁をされました、用役費の負担に関する新たな設定とは何を意味するのか、10年稼働した実績に基づいて変動費をどう設定するということなのか、その内容を明らかにしていただきたいと思

います。

質問通告の最後の3つ目であります。釧路広域連合清掃工場長期運営維持管理業務委託費に関わって質問をさせていただきます。

年度別比較表において、平成28年度は実ほろ過式集塵機バグフィルターの袋交換が予定されておりました。しかし平成28年度においてはそれを実施しなかったということです。そこでお聞きしたいと思います。私はバグフィルターというのは決められた年度において交換しなければならないものという認識もっていますが、何故交換されなかったのか、お答えをいただきたいと思います。平成28年度においては、2,300万円の費用を想定していた訳でありますから、この辺きちんとした説明を求めたいと思います。

それでは今後何年度に交換を予定しているのか、又その費用は平成28年度の想定している2,300万円で賄うことが出来るものなのかどうか、その点も明らかにしてください。

最後は非常に実務的なことで恐縮ですが、このバグフィルターを交換した後の処理過程についても明らかにしていただきたいと思います。ダイオキシンが含まれているのではないかと、という懸念が多く私は思っているものですから、そのバグフィルターに含まれている物質の中にまずダイオキシンがあるというふうに想定されて処理されているものと思いますが、その点もお答えをいただきたいと思います。

以上で1回目の質問とします。

○議長渡辺慶藏君 理事者の答弁を求めます。
連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 梅津則行議員のご質問にお答えをいたします。私からは4点、または局長の方からご答弁をさせていただきます。

まず、ごみ処理基本計画の内容についてでございます。このごみ処理基本計画は、廃掃法の規定に基づき、今後10年間の広域処理に関する基本的な事項を定めたものでございまして、今後における施設の運営管理の指標とするものでございます。この計画の目的から必要十分なものとこのように理解しているところでございます。続きまして、施設の使用期間と長寿命化計画についてのご質問でございます。焼却施設はこれは多額の費用をかけて建設されるものでございまして、できるだけ長期間使用いたしまして、ライフサイクルコストの削減を図っていくことが有効とされており、本施設においても十分に検討を行ってございます。今後5ヵ年程度の地域のごみ処理状況、ごみ処理施設の内容、ごみ処理体制などを定める地域計画の策定をしております。またその中で本施設の使用期間や、長寿命計画につきましても順次検討を進めてまいるところでございます。

続きまして、この基本計画における、ごみ処理量の

算定についてのご質問でございます。本連合のごみ処理基本計画における、ごみ処理量の予測、これは構成市町村のごみ処理基本計画に基づいてございます。ご質問の今後の町づくりの施策、こういったものによる影響等はこれは加味されているものではございません。

続きまして、私からは用役費の負担に関する新たな設定の意味ということのご質問でございました。現在の変動費の算出方法につきまして、次の契約では基準ごみ質の発熱量を現状の発熱量に近い形に見直すべき、こういった質問、議論がございまして、これに対し見直す方針を示したものでございます。

私からは以上でございます。

○議長渡辺慶藏君 事務局長。

○事務局長叶田洋一君（登壇） 事務局長の叶田でございます。

本会議での答弁が今回が初めとなります。どうぞよろしくお願い致します。

梅津議員からのご質問でございます。私からはまず、清掃工場の設備の耐用年数を迎えるもの、交換や修理で多額の費用を必要とするものについてであります。

本施設は稼動から10年以上が経過し、多くの施設で経年劣化が顕在化しております。今後、本格的に補修が必要となる設備や、ごみが直接通過するラインや、砂や不燃物が通過するライン他、高温にさらされる炉やボイラーの内部などを想定しております。

排ガス処理設備につきましては、ろ過式集塵機のろ布や触媒、ベルトコンベア類の更新が考えられるところでございます。溶融飛灰処理設備につきましては、混練装置や養生コンベア類の更新等が考えられるところでございます。

続きまして、ごみ発熱量改善資材の購入単価についてでございます。ごみ発熱量改善資材につきましては、発熱量改善資材を助燃材として使用することの費用対効果を灯油による助燃と比較しますと、灯油の場合は1円あたり164キロカロリーの発熱量に対しまして、改善資材では1円あたり506キロカロリーの発熱量を見込めることから、発熱量改善資材の使用は灯油による助燃よりも安価に熱量を増やす効果が得られております。このため現在の発熱量改善資材の購入単価は適切であると考えているところでございます。

続きまして、他施設でのごみ発熱量改善資材の購入についてであります。全国のカス化溶融炉における発熱量改善資材や、助燃材の使用状況につきましては、公開されている情報がないものであります。一般的には灯油、A重油、ガスを助燃に使用していると伺っております。これに対して本施設では灯油による助燃の他、安価な発熱量改善資材も使用して経費削減に取り組んでいるところでございます。

続きまして、ろ過式集塵機のろ布の交換についてでございます。長期包括契約におきましては、受託会社が性能水準を遵守するため、必要な維持補修を行っていくこととしており、機能の低下がない場合は、計画年次の変更があっても何ら問題がないというふうに思っているところでございます。ろ布の交換に要する費用につきましては、受託会社が他の焼却施設の実績を元に費用を想定したものでございます。

今後、機能低下等があった場合には、速やかに交換をするところでございます。

続きまして、ろ過式集塵機のろ布の処理についてでございます。交換した後の使用済みのろ布の処理につきましては、受託会社が産業廃棄物として責任をもって処理を行うことになってございます。廃棄されるろ布につきましては、受託会社が有害物質の付着状況等を分析し、ダイオキシン類の付着が一定の基準を超える場合は特別管理廃棄物として処理が行われるものでございます。私からは以上でございます。

○議長渡辺慶藏君 梅津則行議員。

○14番梅津則行君（登壇） 順不同で質問をさせていただきます。

最初にろ布の関係でちょっとお聞きしたいと思うのですが、バグフィルターというのは、私の認識なんですけれど、色々使っていて自らの目詰まりを利用して、ろ過効果を高めるといふ原理だといふふう聞いております。要するに使えば使うほど、ろ布のところに色々ついてきて微小の物を通さなくなってくるというのが、この原理だと、それが一定程度を超えてしまえば、全く機能しなくなると、こういう原理だといふふう専門家の方がおっしゃっていました。よって、使用していないバグフィルターといふのはろ過効果はあまり高くないといふことの意味合いだろうかと思えます。そこでお聞きしたいのですが、機能低下がなければ、というのは何のことを意味しているのか、要するにろ布がもう一定程度目詰まりの所が、一定程度までできてしまって機能しなくなる、そういう意味合いなのか、ここの所なんです、心配しているのは、どこに基準をおいて機能低下といふふう考えてるのか、ということ、それは専門家の話ですので、私達に分かる範囲のことでお答えをいただきたいと思えます。その上で28年度は2,300万円かけなくても大丈夫だといふ判断をさせていただきたいといふふうな意味合いであります。

そして、他の焼却施設においては、同じように炉の大きさが同じ所がそれなりにあるはずですので、1日240トンなりという所があるはずですので、そこをしっかり比較していただくなり、現状を捉えていただいて、事業者の方を信頼しないといふ意味ではありません、客観的な指標も他の所と比較する意味合いも私は必要だと思えます。2,300万円も支出するといふこ

とであれば、その根拠もいずれ明らかにしていただく必要があらうかと思っておりますので、他の市町村又は広域連合、一部事務組合などでやっている所について色々情報を集めていただきたい。これは今お答えがなければ是非そういうことを進めていただきたいと思っております。バグフィルターの所が一番気になる所であります。これがまず一つ目です。

次にごみ発熱量の改善資材購入費は、これも是非他の広域連合なり、市町村なりの金額を把握していただきたいと思っております。先ほどの説明ではあくまでも相対的にどうなのか、という根拠が示されていませんので、他の所ではどうなのかと、要するに1キログラムあたり7.5円なのか、どうなのかと、それは質も違うでしょう多分ね。実際的には同じ所から購入しているのではないので、釧路広域連合の場合には市内のA社と市内のB社から購入をしているものだと思いますから、その範疇で7.5円が適切なかどうかの判断がしかねます。よって他の所の1キログラムあたり幾らなのか、というものは是非調べていただきたいと思っております。今多分お答えが情報が持ち得ていないということなので、求めておきたいと思っておりますが答弁が終わりましたら、お答えをいただきたいというふうに思います。

さて、一番今日連合長とも議論をさせていただきたいと思っているのは、今後のごみ処理施設のあり方についてであります。先ほど私は踏み込んだ内容になっていないというふうにご質問をさせていただきましたが、連合長はしっかり、指標であるから、それはされているということなんですが、私は2点指摘をさせていただきたいと思っております。

1つは、事業系ごみについて実はふれていないということがこの概要版を見て気になりました。概要版によると、平成26年度ごみ搬出量85,862トンの内、事業系ごみは28,486トンで実は33.2%を占めるものになっています。実は、事業系ごみの搬出量に占める割合については、市町村の人口規模別で、実は違いがあるんですね。2015年度日本の廃棄物処理の資料によりますと、人口規模、50万人以上の自治体では約事業系ごみは33%を占めるということを言われております。30万から50万人の所では約30%といわれています。5万から10万人の所で27%というふう言われているそうです。人口が多いほど、事業系ごみの搬出量が高いというのは、これはそうだろうと思うんです。それでは我が釧路広域連合は33.2%という断定な言い方はしませんけれども、非常に多いというふうには私は思うんです。以上の事から広域連合全体における事業系ごみの搬出量、私は多いと思うんですが、まずその点について認識をお聞かせいただきたいと思っております。そもそも事業活動に伴っている事業系のごみは紙類や繊維類やプラスチック類や、食品残渣類など家庭系のごみより

同じ種類のものが大量に出されるという特徴を私は持っていると思っております。これは廃棄物専門の方からもそういうご指摘がありました。そういうご指摘をいただければ確かにそうだと、家庭ごみは本当に広範囲にわたり、不燃物も含めてありますが、事業系については、一定でたとえばコンビニにしてもそうでしょうし、たとえばですけど、郵便局にしてもそうでしょう、たとえば地方自治体についてもそうでしょうし、地方自治体で生ゴミがたくさん出るわけではないでしょう、紙類がやっぱり圧倒的に多いということで事業ごとで出されるごみというのは、ある程度同じ種類の物が大量に出て来る特徴を持っているというのは、そのとおりだと思うんですね。以上のことから事業系ごみの減量化においてまず必要なことは、私は事業系ごみの実態を正確に調査をして把握することだと思います。その為に必要な予算措置をとることも求めたいと思うのですが、この点ご見解をお伺いをしたいというふうに思います。事前に書類審査の段階で事業系ごみはどういうふうにしてますか、というお話を聞きしましたら、事業系ごみを扱う許可業者の車輛に対しましては展開検査やあけて中身を検査、これを実施して不適正排出は無くす指導を行っているというのは実際やっていることなんですね。しかし分別の観点からそういう調査をされているかといえば、決してそうではないというふうに認識しましたので、私はこの事業系ごみの減量化において必要な調査をすべきということを提案させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

さて、最近東京都の中野区で事業系ごみの削減策に策したとお聞きしました。それに先立ち、事業者の協力を得て2014年度実態調査を実施し、条例も制定したとお伺いをしました。排出状況の届出を義務化するなど、分別の不徹底などについては事業者を指導するなどの対策をとっているというふうにお聞きしましたので、我が広域連合でも実情に合わせた事業系ごみの対応をすべきだと思いますので、改めて実態調査についての見解をお伺いしたいと思います。

さて、踏み込んだ内容になっていないという点の2点目であります。

それは、水銀の測定のことだったんです。そこらへんが書かれていないことにちょっと違和感を持ちました。実は2018年、来年の4月から開始される焼却炉の排ガス中の水銀規制、この対応について書かれていないということが気になりました。それでまず最初にお聞きしたいのは、広域連合の焼却炉はその規制の対象にならないものなのかどうか、私はなるものと認識をしておいたものですから、もちろん釧路でこれから予定されている火力発電所も実は水銀規制がかかる訳なんですね。排ガス中で調べなければならないというようになってまして、それはこれは大変恐縮ですけ

ども、釧路市議会のなかで秋里部長が答弁されておった中味なんですね。なのに何故広域連合の所では水銀について触れていないのかが疑問でなりません。その点をまず第一にお答えをいただきたいと思います。その上で現在は確かに日本の焼却炉は排ガス中の水銀汚染についての規制はありません。これは産業廃棄物についても同様であります。しかし、実際には2013年の10月に水銀に関する水俣条約が採択をされて、我が日本においても水銀による環境汚染の防止に関する法律と、及び大気汚染防止法の一部改正が2015年6月19日に交付されております。ですから、この水銀の項目をちゃんと考えるべきかなと思いました。現在は排ガス中の規制対象項目は煤塵、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、そしてダイオキシンの5項目であります。この水銀が対象にならないのか、対象になるのであればどう対応されるのかを明らかにしていただきたいと思います。何故そこまで強調するかと申しますと、東京都のことをちょっと知りえました。2014年から2016年にかけて、実は水銀ごみによる焼却炉停止というのが沢山あるんですね。十数か所あるんですね。これが東京23区清掃一部事務組合の都市清掃2016年4月号に示されておりました。多い場合では2億8000万円もかけて実は補修をしたということにもなっていますので、私はここは非常に注視しなければならないというふうに思います。ここで大事なことは、実は東京都はそもそもが2009年から独自の自主基準を設けて定期的な検査を行ったことから、2010年からこの水銀による焼却炉の停止状況がきらかになったということなんですね。ですから極めて水銀についてしっかりと対応をすべきものだと思います。まず、縷々たくさん色々述べましたけれども、まずこの点二つ目しっかりと対応していただく必要があるかと思っておりますので、この点のご対応を求めて2回目の質問とします。

○議長渡辺慶藏君 理事者の答弁を求めます。
連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 梅津議員の再質問にお答えをいたします。

私からはごみ処理基本計画のなかでの事業系ごみについてのご質問にお答えをさせていただきます。

この基本計画の中にも事業系ごみの推移、というものは記載をさせていただいているところでございます。その中で調査の実態調査の必要性についてのご質問でございます。この調査についてはアンケート調査などの実施というものを現在検討しているところでございまして、そういった意味では事業系ごみについてもしっかりと考えながら進めていく、とこのように考えているところでございます。

○議長渡辺慶藏君 事務局長。

○事務局長叶田洋一君（登壇） それでは私の方から、まずろ布の交換の時期の見極めというのはどう

なんだろう、というご質問でございます。ろ布の機能低下につきましては、処理効率の低下につきまして、ろ布を膨らますことによって、煤塵等を除去するというシステムになってございますので、その膨らみ具合の圧力の大きさの変化を見極めたいと、交換時期を決定するというふうになっているものでございます。続きまして、改善資材の単価が地域において適正に、その単価が妥当なのかどうかというようご質問でございました。私共は処理業者の数社を含めて競争入札を実施したうえで行っているところでございますので、この価格が妥当なものであるというふうには認識しているところでございます。

次に水銀の取扱いについてどうなってるんだというご質問でございます。水銀の水俣条約につきましては、来年4月1日から施行することになってございます。私共の方にも国の方から通知が来ておまして、その対応について適正に対処するようにという通知が来ております。それに向けて既存施設につきまして施行の日、4月1日から30日以内にまず、届出をしなければならないというふうになってございます。私共としましては、2つの炉の内、2号炉を11月、1号炉を12月に排ガス処理設備につきまして、全水銀濃度の検査を実施することとしておられるところでございます。さらにその後の検査でございますけれども、検査の測定頻度につきましては、排ガス量が4万Nm³未満の焼却施設につきましては、6ヶ月を超えない作業期間ごとに一回以上という定めがございますので、それを遵守して当清掃工場が34,300Nm³でございますので、年2回の測定報告をするということとしております。以上でございます。

○議長渡辺慶藏君 梅津則行議員。

○14番梅津則行君（登壇） 3回目の質問は、確認程度になろうかと思いますが、事業系のごみの分別の徹底または減量化、こういう観点からアンケート調査をするものというふうに受け止めていいのかなのか、この点明らかにしていただきたいというふうに思います。

もう1点、付け加えておきたいのは、一律にやるべきでないということも意見として申し上げておきたいと思っております。小さい事業者について一律にそういうことをされるとなかなか厳しいものが私はあると思うんです。実態がよく私自身も掴みませんので、まずは実情をしっかりと調査した上での事業系のごみの減量化に踏み出して行くというのも、もう一方でしっかりと言い続けていただきたいと思っております。この2点まずお答えをいただきたいと思っております。

それから水銀については、平成29年度の事業の中からしっかりと位置付けられていたということを受け止めていいんですね。私はどうもそういうふうを受け止めていなかったものですから、議事録にそのことが書い

であったのかなと思っていたけど、実は私読んだ範疇では記憶にございません。これだけ安全性が問われる問題において、やはり水銀についてしっかりこの広域連合議会にこういうふうにする、ということをしていないことは、若干猛省を促したいというふうに思います。私はダイオキシンの発生は未だに不安でありますので、通常いつも言っているように連続してきちんと測定しなければ、1年に1回この時だけやったからといって出てくるものではないというのが世界の流れとと思っていますので、その点から今回の決算については賛成しかねますが、しかしその上で新しい排出ガスの中に水銀がきちり測定されるように、進めていただきたいと思いますし、こういうところには注視していただきたいと思います。これは叶田さんが4月から来たばかりですから、大変恐縮ではありますが、やはり安全性の問題はやっぱり第一に考えなければならないという観点からこの点でも、もう一度ご答弁をいただきたいと、以上で質問を終わります。

○議長渡辺慶藏君 理事者の答弁を求めます。
連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 梅津議員の再々質問でございます。

事業系ごみ調査についてのご質問でございます。まずはいろんな項目というのをやはりどのように設定していくというのを、しっかり検討していきたいと、このように考えています。ただ、その中でもやはり事業系ごみということでありまして、やはりリサイクルということも必要です。減量化ということはこれは義務というか、社会貢献というか、ある意味当然それは行って、社会全体の中で進めて行く、これは大きい小さい事業者に関らず、取組んで行くということが必要だと思っております。そういった中でこの基本計画の推移のなかでも若干増えながらもまた、減少ということもある訳でございますが、現実のところ何かをこうやらなくてはいけないという部分を重視するのではなく、やはりそういったごみの減量化、また資源の再利用化についてはしっかり進めていくことが重要なことだと、このように考えているところであります。そういった意味でこのアンケートの項目というのは、しっかり議論したなかで進めてまいりたい、とこのように考えている次第でございます。私からは以上であります。

○議長渡辺慶藏君 事務局長。

○事務局長叶田洋一君（登壇） まず、先ほどの説明に訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

ろ布の交換についての見極め時期の答弁をさせていただきましたが、除去効率の監視を行いながら、バグフィルターの入出口の排ガス中の煤塵の濃度の違い、これで除去効率を見て、それをもって交換の時期

を見極める、というものでございます。申し訳ございませんでした。

次に水銀の調査について報告がなかったということでございます。誠に申し訳ございません。水銀の調査につきましては、受託会社と都度協議をさせていただきながら、まず、各種基準の遵守、それから安全第一を大前提としながら、今後も各種濃度を見極めていきたいと、水銀についても同様に今後注視してまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長渡辺慶藏君 梅津議員、答弁の訂正についてはよろしいですね。

○14番梅津則行君（登壇） よろしいです。

○議長渡辺慶藏君 次に8番、佐藤昭平議員の発言を許します。

8番佐藤昭平議員。

○8番佐藤昭平君（登壇） 本議会には私は1件、ごみ質の安定化及び改善についてということで質問通告をしておりますので、順次質問をしていきたいと思っております。

私も焼却処分の工場を有する広域連合においては、ごみ質の改善というのは大変重要であるというふうに思っております。しかしこの間の経過を見させていただきますと、色々指摘をされておりますけれども、私は課題解決の前提としては、現状の把握が大切ですし、決算における監査意見など見ますと、繰り返し指摘されているところがございますから、現状把握と同時にスピード感のある、対策も大切だというふうに考えております。

一つ目は現状把握ということで、ごみの低位発熱量について質問をいたします。若干詳しく質問をしていく前に前提説明が必要だというふうに思っております。低位発熱量の測定については、釧路広域ごみ処理基本計画、いわゆる概要版ということで、以降概要版と申しますが、ここの13ページに3の3の2、ごみ発熱量改善施策の実施状況の評価ということで、その中に(1)として、焼却対象ごみのごみ質の変化という項目がありまして、それに付随して低位発熱量の平成18年度からの推移グラフというのが皆さん方ご承知のように、記載をされております。このなかには、注記として2つありまして、平成18年度はごみ質分析の結果を示している、注記2では、平成21年度以降の値は発熱量改善資材を混合した後の数値であるということと注記説明がされているんですけども、この発熱量改善資材の混合についてということなんですけど、私聞きたいのは環境省の所のだと思いますが、環境衛生局の通知で第95号、環生95号というのがありまして、そこには、こういう自治体や連合での広域での一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項についてということで、昭和52年の11月4日ですから大分古いんですけど、これはその若干訂正修正がありますけれど

も、示されております。そこにごみ質の分析方法というのも色々な項目の中にあるんですけども、低位発熱量というの、いわゆるごみの中の可燃分のパーセンテージ、これからごみの中の水分のパーセンテージ、これを引くと、それぞれ可燃分については190を掛け、水分については25を掛ける、ということでその引き算でもってキログラムに対してのキロジュールを求めるといふように、実にシンプルな式なんですけれども、ここには今説明しましたように、発熱量改善資材というのは含まれていないわけでありまして。

そこで1点目お聞きしたいのですが、平成18年度はこの環生第95号に沿ったものだというふうに理解をするんですけども、平成21年度から変更されている訳です。注記の通りであります。発熱量改善資材を混合した後の数値を低位発熱量というふうに変更して記載をしているという理由についてこれは単純な話ですけども、その理由を答弁として求めたいというふうに思います。私はその環生第95号の式が本来の焼却ごみにおける、低位発熱量だというふうに思うんですけども、現実概要版にそういう式での低位発熱量というの示されていない訳なんですけれども、この通知に基づく算定はしていると、記載はしていないけれどもしていると言うことであれば、その数値というのはどういうふうにして、どう出ているのか、及びその概要版のグラフ等でその平成21年度以降の物との比較をすると、その違いはどの程度なのかと、分かりましたら答弁をお願いしたいというふうに思います。

3点目ですが、概要版ではこのグラフの後に発熱量改善資材の活用によって、いわゆる費用対効果、費用便益費というのが、1以上だということで、その効果を評価している訳でなんですけれども、それはいわゆる発熱を改善するという意味ではその通りなんですけれども、一方資材の購入費等々、費用を要している訳ですから、そのことの意味というのが本来の低位発熱量の改善という意味では理解出来ないということでもあります。私はごみ質の改善というのは、この式からも水分の減量化の徹底だということが基本だというふうに思いますし、そういう取組みのなかでこそ、発熱量改善資材のお金のかかる部分についても、減量が可能になるというふうにして考えているんですけども、その点での見解をお聞きしたいと思います。

それで2点目でありますけれども、スピード感がある対策が求められているという点なんですけれども、本議会に提出された決算に対する監査委員のごみ質についての改善が指摘もされておりますし、これは私はこの議会に関わってから26年度の決算から関わっておりますけれども、毎年の決算資料でも、このごみ質の改善安定化については指摘もされておりますし、平成28年度の監査の決算審査意見においては、ごみ質低下の要因として天候不順の影響というものを具体的に、

これはそれまで、それ以前の年度と違って具体的にその踏み込んでいる部分があるわけなんです。長雨等のもとで刈草、剪定枝を燃やしたことによるものであるというふうな説明も受けている訳なんですけれども、監査の意見に答えて広域連合としても一歩踏み込んだ、そういう対策が今、必要ではないかというふうに思っております。それで1点目なんですけども、監査の指摘ですけども、その簡単に書かれておりますけれども、監査からは具体的な内容というのはどういう点で影響があったのかということ、それに対して連合としてどういうふうにして受け止めているのかということとあります。2月の議会で若干説明も具体的にいただいているところでありますけれども、改めて28年度の決算に対する監査としての意見が出されておりますので、審査意見については広域連合としても問題意識を共有していくことが必要だというふうに思うんですけども、この点で監査の具体的な指摘内容について詳細があればお聞きをしたいとします。

2点目ですけども、昨年度その長雨のもとで云々ということで、これは何度か炉の燃焼温度の低下ということでは説明をされておりますし、結果としてその燃料費関係の補正もされたということでございます。これはその家庭でも出てきているし、事業系でも出てきているし、公園等でも大量のそういうような剪定枝や木枝の類が出ていたということは前議会でもお聞きしました。これはこういうような長雨のもとでさらされた、草、木枝類のものというところでの可燃成分や水分等の、ごみの組成割合、そういうものの可燃分水分というのはどういうふうにして検討、調査分析をされているのか、されているとしたらどういうような状況になっているのかをお聞きをしたいとします。

3点目は、ごみ質の安定化改善については、連合として改善策を急がれているというふうに思います。それで前議会に連合の事務局長の方からも答弁をいただいているところであります。この問題については。この刈草、剪定枝類については家庭から出てくる分も相当あるんだと、同時に事業系のものについても苦労していると、いうふうな答弁をされております。具体的に乾燥の状況ですとか、そういうことも答弁で書かれているところなんですけれども、これは2月の議会で、まだ8ヶ月位前の話でありますけれども、もう一回、あまり繰り返したくありませんけれども、何度も何度もごみ質の改善では指摘もされておりますし、28年度は特段のそういう問題点もあったというようなことでありますので、2月以降の連合としてどういうような改善策が取組まれているのか、についてお聞きをしたいとします。以上であります。

○議長渡辺慶藏君 理事者の答弁を求めます。
連合長。

○**広域連合長蝦名大也君**（登壇） 佐藤昭平議員
のご質問にお答えをいたします。

まず私の方からは、1点、焼却対象ごみの低位発熱量の推移についてのご質問でございます。理由というご質問でございますけれども、これは注釈にも書いてあるとおりでございます。平成21年度におきまして、ごみ発熱量低下対策として発熱量改善資材の混合を始めたことから、変更になったというものでございます。その上で焼却施設の維持管理状況の報告これにつきましては、焼却ごみの、ごみ質を正しく測定するという趣旨に従いまして、発熱量改善資材を含んだごみを採取し、適正に分析を行っているというものでございます。この為、発熱量改善資材を含まない、ごみ質の測定、これは行っていないものでございます。私からは以上であります。

○**議長渡辺慶藏君** 事務局長。

○**事務局長叶田洋一君**（登壇） 私から佐藤昭平議員の質問につきまして、逐次答弁をさせていただきます。

まず、ごみ質改善にあたって、水分の減量化をどうお考えか、という点につきまして答弁をさせていただきます。

本施設では搬入ごみの水分の減量化の為、平成21年度から、ごみ収集車のごみ汚水をごみピット投入前に排水すること、刈草剪定枝を焼却前に乾燥する事などを実施してまいりました。当連合といたしましては、水分量の減量により、ごみ質の改善を最も重要な課題と考えており、今後もごみ質改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続きまして、天候不順の状況と影響について、答弁させていただきます。

平成28年度の天候不順の状況につきましては、台風7号、9号、10号、11号が8月に相次いで北海道へ上陸し、釧路でも8月中旬から9月上旬まで、近年にない長雨になったところがございます。この為、水分を多く含んだ刈草がごみピットに投入され、ごみ質が低下し、刈草対策の必要性を改めて認識したところがございます。この長雨による影響の大きさにつきましては、関係者の間で問題意識を共有したところであります。続きまして、刈草剪定枝の発生場所と組成割合についてでございます。刈草剪定枝の発生場所は、家庭、道路、公園の他、昨年度は河川敷からも多く搬入されたところがございます。可燃水分の組成割合につきましては、平成28年度ごみ質分析の結果では、8月の長雨直後の可燃ごみ中の水分割合は9月に51.4%であり、前年9月では42.0%でした。水分量が多かったものと認識してございます。続きましてごみ質の改善対策についてでございます。昨年度のような長雨が続いた場合や大量の刈草が搬入された場合には、十分に乾燥させることが出来ず、処理しきれない刈草がごみ

ピット内にまとまって入ってしまうことにより、安定した焼却処理に影響を及ぼすことが明らかとなりました。この為、本年より、刈草を焼却しないで、別処理する方法の研究を始めているところでございます。私からは以上でございます。

○**議長渡辺慶藏君** 佐藤昭平議員。

○**8番佐藤昭平君**（登壇） 2回目の質問をさせていただきます。

環生第95号に対しての、そういうルールに対してどう向き合うのか、どういうふうに対応をしていくのか、ということなんですが、これは通知でありますから、実際に環境省に聞いてみましても、一つの標準だということなことであります。ただその本来の低位発熱量というのは、あくまでも先ほど説明した通りでありますから、私思うのは少なくとも、家庭なり事業系から出て来る、そういう所のごみ質の改善という点では正確な数値をより周知をしていくという点で、例えば併記をする、本来の低位発熱量というものはこうだと、発熱量改善資材を投入して、先ほどのグラフにあったような事態になる、というような併記をすることも必要ではないのかなと思います。やはり絶対的には、家庭や事業系から出てくるそういうようなごみが多い訳で、それらのごみ質の改善の前提としてはそういうような数値をしっかりと示して行くという事が大事であり、概要版はもう熱量改善資材投入後のものですから、連合長が言ったようにそういう数値が出てきているということは理解できるんですけども、本来住民の方のごみの出し方等々について、しっかり協力していただく点では、低位発熱量の実際の状況についてどういうふうになっているのかを示した方がいいのではないかと思っております。そういう点で今後の課題として検討していく考えはないのか、お聞きしたいと思います。

次に2点目の所に関わってなんですけれども、私は、こういう刈草の類や、川の側からそういう堰堤から出て来る話もありますし、燃やさないということを原則にしていった方がより燃焼の効率などもいいのではないかというふうにして考えます。資源化しかないのではないかというのは、持論として持っているんですけど、先ほどの事務局長の答弁の中で今後そういう研究、資源等も含めて刈草や剪定枝類に対してどういうような取扱いをしていくのかということについて、研究課題だというふうな答弁もありましたので、是非そこらへんは、進めていただきたいと思っておりますし、どういう点で、研究といっても期間もあるかと思しますので、どの位の期間を見越してそういうような作業を進めていかれるのか、聞きたいと思っております。以上2回目の質問とさせていただきます。

○**議長渡辺慶藏君** 理事者の答弁を求めます。
連合長。

○**広域連合長蝦名大也君**（登壇） 佐藤議員の再質問でございます、ごみ低位発熱量の測定方法についての質問でありますけれども、環境省の通知では、ごみ質の分析に用いるサンプル、こういったものはごみピット内で十分混合したごみを用いるよう、このように定められているところでございます。この為、通知に従いまして発熱量改善資材を含めたごみを十分に混合し、採取測定することが正しい取扱いであると、このように認識しているところでございます。私からは以上であります。

○**議長渡辺慶藏君** 事務局長。

○**事務局長叶田洋一君**（登壇） 私からは佐藤議員の2回目の質問で刈草の件につきまして、答弁させていただきます。

先ほど私の方から、刈草については現在焼却しないで、別の処理方法を研究しているという答弁をさせていただきました。現在焼却はしてございません。そして別の場所で堆肥化等の方向性につきまして、実際に研究をしているところでございます。この期間ということでございますけれども、これにつきましては数年かけて検討しなければならないかな、というふうに思っているところでございます。以上でございます。

○**議長渡辺慶藏君** 佐藤昭平議員。

○**8番佐藤昭平君**（登壇） 3回目、2点に絞って、質問したいと思います。

私の答弁を聞いての見解も含めて述べたいと思いますが、刈草の類については、焼却によらないで、別な方法でということで、今研究もしていて、現時点では焼却をしていないということで、良かったなと思うんですけども、その剪定枝の類ですとか、木や枝の類についても、これは含有水分量のことも先ほど聞きまして、刈草、枝類のなかでの水分量なのかどうか、というのは答弁からは推察できなかったんですけども、それにしましても40%台のそういう水分を含んでいるというようなことを推測すると、枝類関係についても焼却しない、資源化等々も含めて検討をしていくということは重要ではないのかなというふうに思っております。この木や剪定枝類についての今後の課題、考え方というのはどうか、刈草についての対応については、積極的な見解もお聞きしましたけれども、全体の草や木の関係についてはもう少し踏み込んだ対応をしていくべきではないかと思っておりますので、この点については最後にお聞きしておきたいと思っております。熱量改善資材の関係についてなんですけれども、これはやはり正しくないと思うんですね。通知では確かに通知ですから、一定の標準だということではあるんですけども、これでは住民の皆さん方がどういうようなごみの出し方をすべきなのか、やはりきちんと水分を除去して出していただく、そういうような発生の元からきちんと対応をして発熱量を確保するという

のが基本であって、改善資材を入れて混ぜて測定している、ということではやはり不十分な、というふうに思います。そういう点で、ただではない訳ですから、改善資材が出来るだけ必要のない、そういう意味でのごみ質の改善を図るという点では、発熱量改善資材ありきとは言いませんけれども、それをずっと容認していくという事では、住民の協力ですとか、そういうような点でも啓発に繋がらないと思います。そういうような考え方がずっと広域連合においては繰り返されてきて、その結果が結局、ごみ質改善云々という点では非常に不十分だという指摘にも繋がってきているのかな、と思いますので、平成28年度においてもそういう方向で事業運営をされたという点では決算でも、ちょっとクエスチョンがつくかな、と思います。その点については答弁を2回いただきましたので、私の見解だけ述べたいと思います。

枝、剪定枝類についても今後、刈草同様にそういうことも含めた研究課題として、考えはないのか、どうなのか、その点をお聞きしたいと思います。

○**議長渡辺慶藏君** 理事者の答弁を求めます。

事務局長。

○**事務局長叶田洋一君**（登壇） 佐藤議員の3回目の質問につきまして、お答えをさせていただきます。

刈草の対応とは別に木、枝類、剪定枝類についての対応はどうか、というご質問でございますが、これにつきましては合わせて検討をしてみたいというふうに思っております。私からは以上でございます。

○**議長渡辺慶藏君** 以上をもって質疑並びに一般質問を終結いたします。

議案第3号ほか1件討論省略

○**議長渡辺慶藏君** この際お諮りいたします。

両案に対する討論を省略し、直ちに採決に入ること、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長渡辺慶藏君** ご異議なしと認めます。

よって直ちに採決を行います。

議案第3号表決（認定）

○**議長渡辺慶藏君** 議案第3号平成28年度 鉦路広域連合一般会計決算認定の件を採決いたします。

本案を原案認定と決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○**議長渡辺慶藏君** 起立多数と認めます。

よって本案は、原案認定と決しました。

議案第4号表決（可決）

○議長渡辺慶藏君 次に、議案第4号、釧路広域連合の休日定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長渡辺慶藏君 起立全員と認めます。
よって本案は、原案可決と決しました。

議案第5号上程

○議長渡辺慶藏君 日程第5、議案第5号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） ただいま議題に供されました議案第5号の事務管理者の選任について同意を求めます。氏名の欄が空白になってございますので、名塚 昭とお書き入れをお願いしたいと存じます。同氏は釧路市の副市長で平成26年から事務管理者を務めておりますので、経歴については省略させていただきます。事務管理者として適任と存じ、ここに提案した次第でございます。何卒よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議案第5号討論省略

○議長渡辺慶藏君 本案に対する質疑を許しません。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長渡辺慶藏君 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本案に対する討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長渡辺慶藏君 ご異議なしと認めます。

よって直ちに採決を行います。

議案第5号表決（同意）

○議長渡辺慶藏君 議案第5号を採決いたします。

本案を同意と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長渡辺慶藏君 起立全員と認めます。

よって本案は、同意と決しました。

○議長渡辺慶藏君 ただいま事務管理者の選任に同意されました名塚 昭さんから発言を求められておりますので、これを許します。

名塚 昭さん。

○事務管理者名塚 昭君（登壇） 貴重な時間を頂戴し、一言ご挨拶をさせていただきます。

只今、釧路広域連合、事務管理者の選任につきまして、ご同意をいただきました名塚でございます。誠にありがとうございます。広域連合長を補佐し、適正な事務執行の管理、監督に務めてまいり所存でございますので、議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

閉会宣告

○議長渡辺慶藏君 以上をもって、今議会の日程はすべて終了いたしました。

平成29年第2回釧路広域連合議会10月定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議長 渡辺 慶藏

同 議員 立石 巧

同 議員 松尾 和仁

平成29年第2回釧路広域連合議会10月定例会議決結果表

会期自平成29年10月27日

至平成29年10月27日

（1日間）

釧路広域連合議会議長 渡辺慶藏

議案番号	件名	提出者	議決年月日	議決結果
選挙第1号	議長選挙の件	副議長	29. 10. 27	選挙完了 (指名)
議案第3号	平成28年度釧路広域連合一般会計決算認定の件	連合長	〃	認定
議案第4号	釧路広域連合の休日定める条例の一部を改訂する条例	〃	〃	原案可決
議案第5号	事務管理者の選任について同意を求める件	〃	〃	同意

議会に報告されたもの

報告番号	件名	提出者	報告年月日	報告結果
釧路連監 報告第3号	例月現金出納検査報告書	監査委員	29. 10. 13	報告完了

平成29年第2回釧路広域連合議会10月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月日	議席番号・発言議員	通 告 内 容
1	10/27 (金)	14番 梅 津 則 行 (釧路市)	1 今後の広域ごみ処理施設のあり方 2 ごみ発熱量改善資材購入費 (1) 「用役費の負担に関する新たな設定」の意味について 3 清掃工場長期運営維持管理業務委託費 (1) 排ガス処理設備
2	10/27 (金)	8番 佐 藤 昭 平 (釧路町)	1 ごみ質の安定化及び改善について (1) 低位発熱量の把握（測定値）について、平成21年度から「発熱量改善資材」投入後の測定値としているが、これは環境省の指標と異なっている。現測定値としている根拠は何か。 (2) 毎年、監査委員より「ごみ質」について、改善の必要性が指摘されている。平成28年度「決算審査意見」では、ごみ質低下の要因として、「天候不順の影響」を挙げ具体的に踏み込んでいる。長雨等のもとで「刈草」「木枝」類を燃やしたことによるものであり、一歩踏み込んだ対策が必要ではないか。

平成29年第2回10月定例会議事経過

会期	年月日	曜	区分	内	容
1	29. 10. 27	金	本会議	開会 議席指定 議長選挙 会期の決定 広域連合長の発言 提案説明 質疑・一般質問 表決 閉会	14:00~15:23

釧路広域連合議会会議録
平成29年第2回10月定例会

平成30年1月発行

編集・発行 釧路広域連合議会事務局

〒085-0807 北海道釧路市高山30-1
電話(0154)92-2002

印刷 株式会社 藤プリント
電話(0154)22-9311